

## V 具体的な取組

### 1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備(千葉県独自の重点課題(施策))

#### 『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』

##### 【現状認識と課題等】

一般に、地域生活を営んでいる要支援者は、親戚・知人、地域の福祉関係者、行政機関等、様々なチャンネルを通じて必要な支援につながることができますが、矯正施設出所・出院者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても本人と生活支援をつなぐチャンネルが存在しないため、本人に一定程度の相談能力がない限り、捕捉が困難であることが想定されます。

このため県では、犯罪をした人等の「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を第一次計画の柱として位置づけ、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設に入所中から支援ニーズを把握し、出所前面談や関係機関で構成するケース会議を通じて、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を行ってきました。

第1次計画を策定した令和4年1月から令和7年9月までの間に、本取組の支援対象として受理した82人に対し、延べ112回の面談を実施しました。

本取組において支援を実施した人については、矯正施設から退所・退院した時点において、本人が辞退した場合を除き、多くのケースで帰住先や就労、生活保護などの確保ができています。また、退所・退院した時点で帰住先等の確保ができていないケースにおいても、引き続き支援を継続し、帰住先等の確保につなげており、地域での生活基盤の確立という点においては、着実に成果をあげてきているといえます。

##### 【令和4年1月から令和7年9月までの取組状況】

年度	受理数	主な罪状（重複あり）	延べ 面談回数
令和3年度※	5人	傷害2 他	6回
令和4年度	30人	窃盗12 薬物7 道交法6 傷害3 詐欺3 他	41回
令和5年度	24人	窃盗14 薬物4 傷害4 暴行3 他	36回
令和6年度	12人	窃盗5 住居等侵入4 他	16回
令和7年度※	11人	窃盗6 薬物2 傷害2 詐欺2 他	13回
計	82人		112回

※ 令和3年度は令和4年1月～3月までの3か月

令和7年度は令和7年4月～9月までの6か月

これらの支援の対象となった人たちが置かれていた状況や抱えていた問題は様々ですが、いずれも本取組がなければ、帰住先等の確保は難しかったものと考えられ、支援対象者一人ひとりに丁寧に寄り添う本取組を今後も継続していく意義は大きいといえます。

この取組を通じて関係機関・団体の新たな連携が生まれ、協力体制がより強化され、より適切かつ円滑な支援が行えるようになってきたことも成果の一つといえます。

これらを総合的に勘案し、本取組については第二次計画においても継続することとし、矯正施設に在所・在院している者が、出所・出院後ただちに必要とする支援を受けられ、安定した地域生活を送ることができるよう、矯正施設と連携し、切れ目のない生活支援の推進に引き続き取り組んでいきます。

また、矯正施設入所前の被疑者、被告人の段階から、福祉的支援を必要とすることが認められかつ千葉県に帰住を希望する者に必要な情報提供等が始められれば、その後矯正施設から退所・退院する際の出口支援において、より適切な支援に繋げていくことができますが、実施に当たっては、現状や課題等を踏まえ、どのような手法が可能なのかについて整理する必要があることから、関係機関等と連携して研究・検討していきます。

なお、9～10ページでも述べたとおり、矯正施設への入所に至らない者の中にも、個別の支援を要する人がいることから、いわゆる入口支援のスキームと、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を、千葉県再犯防止推進連絡協議会等において検討していきます。

## 千葉県中核地域生活支援センターの活動と再犯防止への取り組みについて

千葉県中核地域生活支援センター連絡橋議会議長 渋沢茂

中核地域生活支援センター（以下、中核センター）は、千葉県が独自に設置している福祉の総合相談機関です。子ども、障害者、高齢者等を含めた全ての地域住民を対象として、24時間365日体制で、相談対応をしています。相談の中で、刑余者の方等とお付き合いすることもあります。警察で逮捕や保護された方の引き取り先を照会される場合。弁護士から、裁判の情状証人や出所後の支援についての相談。検察庁で起訴猶予になった方の支援について等々です。

千葉県は、平成30年から3年間、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」を受託しました。これまでの中核センターの相談実績の中から、社会に出る際に相当の支援が必要な方がいることが見えていたからです。初年度の平成30年は、実態を調査し、翌年以降の体制を整理しました。2年目には、千葉県内にある機関を対象として具体的な支援を実施しました。保護観察所と2つの刑務所から11件の支援依頼がありました。モデル事業最終年の令和2年には、東京矯正管区内の刑務所等にその対象を広げました。福祉専門官等から入所者の方に千葉県の取り組みをご説明いただき、希望される方を千葉県が取りまとめて県の担当者と中核センターが刑務所に訪問して聴き取りをする仕組みを作りました。初年度は8刑務所から17件の支援要請をいただきました。出所後の支援を調整するために複数回訪問しての面会を行っています。

対象になる方の犯歴、生活歴等の情報をどのように、どの程度共有できるかは、モデル事業の中でデリケートな課題でした。このことについての議論も何度もしました。結果、千葉県が提案した情報シートに刑務所とご本人が相談して記入の上で返送いただく流れが来ています。シートの一つに、生活歴を記載いただくものがあります。皆さんの生活歴を見て感じるのは、どの方にも落ち着いて暮らしていた時期があること。その時期には、家族とか、理解のある雇用主とか、友達とか仲間とか、その人にとってかけがえのない誰かがそばにいたこと。それが疎遠になった時期に罪を犯してしまっていることを感じています。

モデル事業の後も「犯罪をした者等に対する切れ目のない生活支援等の推進」として、県単独の事業として刑務所等への訪問を行う仕組みを続けています。令和4年1月に策定された「千葉県再犯防止推進計画」の中でも主要な施策として位置づけられています。中核センターの他、生活困窮の相談事業所や障害者基幹相談支援センターに同行いただくこともあります。

犯罪を重ねる方の殆どが、社会の中での居場所を無くしている方であることを感じています。居場所をつくるために、まずは私たち中核センターが、その方にとっての、かけがえのない人になればと願っています。

# 千葉県中核地域生活支援センター等一覧

町村部を担当する中核センターは、あわせて町村の生活困窮者自立支援事業を運営しています。

柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる (circle)」は、各市の自立相談支援事業です。船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。令和6年度からは「千葉市福祉まるごとサポートセンター」、市川市よりそい支援事業における他機関協働等事業者である「がじゅまる+」も連絡協議会に参加しています。

## のだネット

管轄：野田市  
所在地：野田市

## くらっち

管轄：市川市、浦安市  
所在地：市川市

## がじゅまる+

(市川市よりそい支援事業)  
他機関協働・アウトリーチ・参加支援

## さーくる (circle)

(船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」)  
管轄：船橋市  
所在地：船橋市

## 基幹相談支援センター ふらっと船橋

(船橋市障害者(児)総合相談支援事業)  
管轄：船橋市  
所在地：船橋市

## まるっと

管轄：習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市  
所在地：習志野市

## いちはら福祉ネット

管轄：市原市  
所在地：市原市

## 君津ふくしネット

管轄：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市  
所在地：富津市

## あいネット

(柏市地域生活支援センター)  
管轄：柏市  
所在地：柏市

## ほっとねっと

管轄：松戸市、我孫子市、流山市  
所在地：松戸市

## すけっと

管轄：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町  
所在地：佐倉市

## 香取CCC

管轄：香取市、神崎町、東庄町、多古町  
所在地：香取市

## 海匠ネットワーク

管轄：銚子市、旭市、匝瑳市  
所在地：旭市

## さんネット

管轄：東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、九十九里町、芝山町  
所在地：山武市

## 夷隅ひなた

管轄：いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町  
所在地：いすみ市

## 長生ひなた

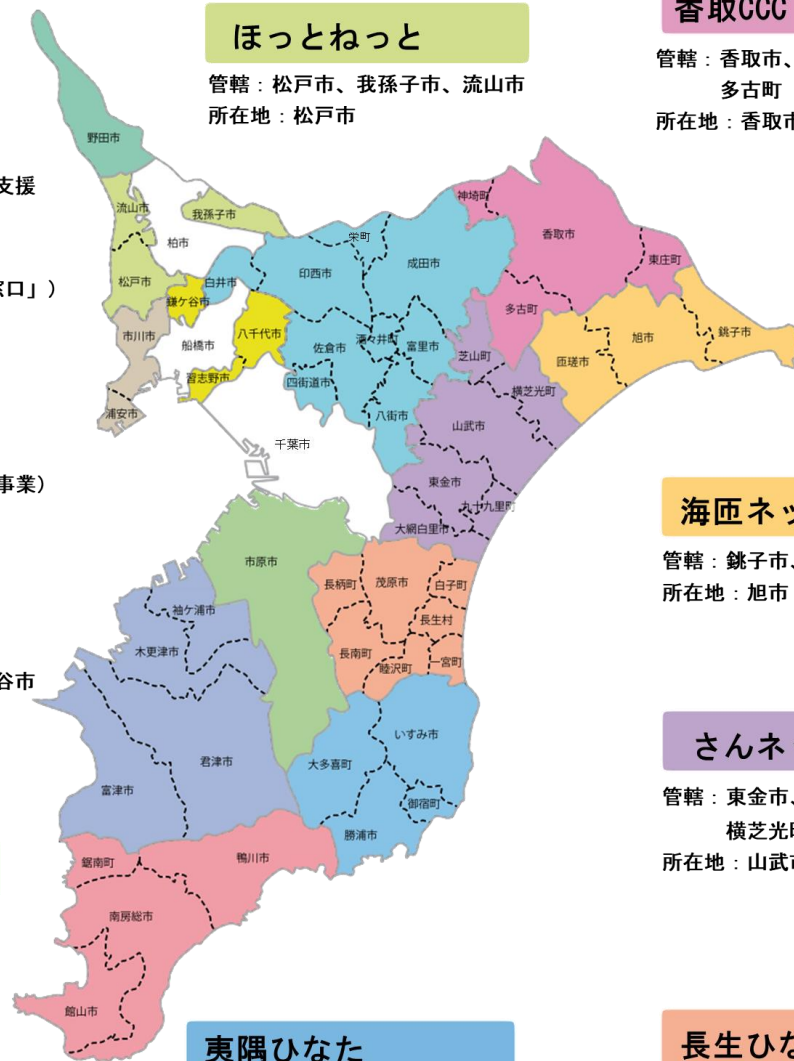
管轄：茂原市、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、長生村  
所在地：茂原市

## ひだまり

管轄：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町  
所在地：館山市

## 千葉市福祉 まるごとサポートセンター

管轄：千葉市  
所在地：千葉市



## 【具体的な取組】

### 1 支援体制の概要

#### (1) 実施主体

支援体制の実施主体（支援の実施者）は、国及び県とします。

##### 解説

矯正施設を出所・出院する人は、矯正施設に在所・在院中に住民票が職権削除されている可能性が高く、実際に、千葉県が支援した人（成人）については、ほとんどの人が住民票を職権削除されていました。

一般に基礎自治体（市町村）がその行政サービスの対象とする人は、当該市町村に居住している人（住民登録の存する人）であると解されるところ、居住地がない又は明らかでない犯罪をした人等への支援を、直ちに基礎自治体に委ねることは困難であるため、帰住先の選定を含めた支援を行う地域生活定着促進事業と同様、支援の実施主体としては、国及び県が担うことが妥当だと考えます。

#### (2) 支援対象者

関東矯正管区内の矯正施設を出所・出院し、千葉県に帰住を希望する人とします。

##### 解説

本計画における支援対象者には、矯正施設出所・出院者のほか、保護観察対象者、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人、被疑者、被告人を含みますが、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援」では、支援対象者を「矯正施設出所・出院者」に限定することとしています。

なお、矯正施設への入所に至らない者に対する支援（入口支援）についても、そのスキームと、県や関係機関・団体として寄与できる方策等を千葉県再犯防止推進連絡協議会において検討していきます。

## 更生保護の実施機関【千葉保護観察所】

犯罪や非行をした人たちが、社会の中で自立し改善更生することによってその再犯を防ぐ制度を総称して「更生保護」と言い、この更生保護を実施するのが法務省の地方機関である保護観察所です。保護観察所では、家庭裁判所や裁判所で保護観察に付すことを決められた人や、刑務所や少年院から仮釈放になった人を対象とする「保護観察」のほかに、「生活環境の調整」「更生緊急保護の措置」「犯罪予防活動」等を行っています。そして、保護観察の指導においては、犯罪被害者の方から心情等をお聞きして、加害者である保護観察中の人に伝達して指導助言をするといった、犯罪被害者の方の視点を取り入れた指導も行っています。

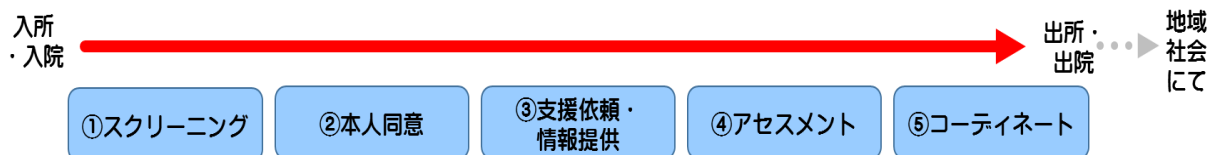
千葉保護観察所では、令和7年の1年間に約2,000件の保護観察、約2,300件の生活環境の調整を行いました。保護観察の実施に当たっては、一人一人が抱える課題に応じて様々な取組を行っています。例えば、薬物依存症の問題を抱える人に対して、グループワークで専門的なプログラムを実施し、そこには千葉県精神保健福祉センター等にも助言者として参加していただいています。また、社会に役立つ体験を通じて人の役に立てるという感情や社会のルールを守る意識を育むよう、保護観察中の人々が保護観察官や更生保護ボランティアと一緒に地域の福祉施設等の清掃作業を行ったりする社会貢献活動を、県内11か所で行っています。

地域社会の中での立ち直りを支援する更生保護は、保護観察所だけで行うことは難しく、更生保護法人や保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等、地域社会で生活している更生保護ボランティアに支えられ、地方自治体や地域社会の民間の皆さんの理解と協力をいただくことで成り立っています。

なお、刑事事件の手続きの流れの中で、重大な他害行為を起こしているものの、心神喪失又は心神耗弱により不起訴又は刑が減刑された人については、保護観察所に配置された社会復帰調整官が、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づいて対応しています。



### (3) 支援体制の流れ



#### ① スクリーニング

矯正施設に在所・在院中で、出所・出院後に地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人のうち、特別調整及び特別調整に準じた一般調整の対象とならなかった人を矯正施設が選定。

#### ② 本人同意

県や支援関係機関による支援を受けること、矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報提供されることについて、要支援対象者から同意を取得。

#### ③ 支援依頼・情報提供

本人からの支援要請を基に、矯正施設から県へ支援依頼及び個人情報の提供。

#### ④ アセスメント

矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核センター等の相談支援機関職員及び千葉保護観察所の保護観察官が支援対象者と面談し、本人の意向を把握し、支援方針を決定。

#### ⑤ コーディネート

支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行う等、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。

#### 「特別調整・特別調整に準じた調整（一般調整）」とは

「特別調整」も「一般調整」も、福祉の網から漏れることで犯罪を繰り返してしまうという悪循環をなくすため、矯正施設を釈放になった後、速やかに福祉サービスを受けられるようにするための取組です。

具体的には、「特別調整」では、高齢又は障害があるものの、帰る先がない受刑者に対して、法務省の機関である矯正施設と保護観察所が、厚生労働省の事業として各都道府県に設置した地域生活定着支援センターと連携して、出所後、速やかに必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるように調整を行います。

「一般調整」では、保護観察所が行っている生活環境の調整において、帰る先が確保されているものの、高齢又は障害により、出所後、福祉サービスを受ける必要がある場合に、保護観察所が地域生活定着支援センターに依頼して、その調整を行います。

## 2 支援体制の詳細

### (1) 【スクリーニング】（矯正施設における支援対象者の選定）

#### ① スクリーニングの対象者

地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人であって、特別調整及び一般調整の対象とならなかった人（地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった人）とします。

#### 解説

支援対象者の選定に当たっては、矯正施設等に入所する全ての人をスクリーニングの対象としますが、既存制度との重複を避けるため、特別調整及び一般調整の対象者については、スクリーニングの対象から除きます。

（想定する具体的な対象者） 刑務所受刑者、労役場留置者、少年院在院者

#### ② スクリーニングの実施者

矯正施設職員（福祉専門官等）とします。

#### 解説

スクリーニングを実施する人としては、矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。ただし、これら専門職が対象者と接する機会は短時間に限られることが想定されるため、実施に当たっては、対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員の協力も得ながら実施します。

#### ③ スクリーニングの時期

成人は入所時から出所日の6月前までを目途、少年は入院時から随時とします。

#### 解説

- ・成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。
- ・少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。
- ・事後に状況変化があった場合は、あらためてスクリーニングを実施します。（予定していた帰住先を喪失した場合等）

#### ④ スクリーニングの実施方法

出所・出院後の社会復帰に向けた何らかの生活支援を必要とする人を、次の機会を捉えて選定します。

- ア 刑執行開始時調査時
- イ 生活環境調整時
- ウ 福祉専門官等による個別面談時

### 解説

- ・選定に当たっては、上記の面談等、特別な状況の下での対象者の主訴や状況だけではなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきも考慮に入れることが重要です。(対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員からの情報を加味)
- ・対象者に対する面談は、上記の機会等を捉えて複数回行われることが望ましいです。
- ・裁判や審判で弁護士から提出された「更生支援計画書」等の情状に関する証拠や報告書(環境調整の成果)等には、刑(保護処分)執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない成育歴や事件背景、本人の持つ課題、裁判・審判段階の更生支援の成果等が記載されている場合があることから、裁判・審判後の処遇に活かせるよう矯正施設に引き継ぎ、選定の際の参考とします。
- ・刑事施設の福祉専門官等が、同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと情報を共有することにより、入所段階における本人の状況をより正確に把握できる場合もあることにも留意します。

### 「生活環境の調整」とは

「生活環境の調整」とは、犯罪や非行をして矯正施設に収容されている段階から、保護観察官や保護司が、本人が希望する住居地、引受人、就業先等の帰住環境を調査し、社会復帰の妨げとなっている問題点を整理・解消し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることです。この調査・調整の結果に基づき、保護観察所長は、調査・調整した住居に帰ることの可否についての意見を付して、地方更生保護委員会と矯正施設に通知します。そしてその結果は、仮釈放等の審理、矯正処遇、釈放後の保護観察に活用されます。

矯正施設に収容されている人が千葉県に帰ることを希望し、県内の住居を帰住地として調整している生活環境調整事件は、令和6年における前年からの繰り越し件数と新規受理件数の合計が年間約2,800件でした。

### ⑤ 判断基準

高齢や障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われることを基準とします。

#### 【判断基準の例示】

- ・帰住先の状況(受入先なし、家族等の受入れが難しい 等)

- ・各種障害の有無（手帳の有無ではなく、生活能力上や社会との関係性構築上の支障）
- ・経済的困窮状況（無職、無収入、有債務）
- ・医療受診の必要性（未受診、受診継続の必要性）

#### 解説

- ・上記の「判断基準の例示」は選定の際の着眼点であり、選定の対象要件ではありません。これらの項目等に着眼し、総合的に勘案した結果、出所・出院後の日常生活を営む上で「何らかの支援を受けることが望ましい」と矯正施設の職員が判断した人を対象とします。
- ・各種障害の有無については、障害が境界域又は有無が明確ではないものの、何らかの生きづらさや対人関係の不安等を抱える人や、本人の性格傾向、資質等により、社会適応に困難を有する人等を含みます。
- ・帰住先が明確であっても、家族内の関係性に課題を有していたり、家族自身が何らかの支援を必要とする場合もあることから、そうした観点にも留意します。

## （２）【本人同意】（司法機関による個人情報提供及び福祉機関による支援の受け入れに関する同意の取得）

### ① 同意を働きかける人

矯正施設職員（福祉専門官等）

#### 解説

同意を働きかける人としては、福祉的視点を持った矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。

### ② 同意取得の時期

- ・スクリーニング終了後

#### 解説

- ・成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。
- ・少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。

### ③ 支援内容の説明

- ・支援リーフレット（後掲）を使用
- ・円滑な社会復帰のための支援である旨を説明
- ・心配事の相談に応じる旨を説明

## 解説

- ・対象者は、スクリーニングの結果、高齢や障害に限らず、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人であることから、一般的な説明では十分な判断や理解に困難を伴うことを考慮し、対象者の特性や障害の程度に応じた適切な説明を行うとともに、繰り返しの説明を行います。（後掲の支援リーフレットを活用）
- ・本取組の支援内容は、本人意向の実現に向けた直接的なサービスの提供ではなく、適切な福祉的サービスを受けるためのコーディネートであり、「本人と一緒に考えていくもの」「本人意思の代弁者となるもの」であることを適切に説明します。

### 《支援リーフレット》

左：表 右：裏



#### ④ 個人情報の取扱の説明

- ・同意書に沿って説明
- ・円滑な社会復帰に向けた福祉サービスや社会生活における支援を受けるため、自身の人定事項や生育歴、刑事処分歴等や心身の状況、釈放日等の個人情報が、地方公共団体、福祉関係機関、福祉施設等に提供されることを説明

## 解説

個人情報は、対象者本人の支援に必要な範囲内で提供され、その他の目的に使用されることはありません。

#### ⑤ 同意の取得（本人意思の確認）

- ・支援リーフレットの徴取
- ・同意書の徴取

## 解説

- ・同意は、本人の意思を十分尊重した上で、適切な働きかけの下に行います。
- ・未成年の場合は、保護者の意向を考慮するとともに、本人の権利擁護にも配慮します。

### (3) 【支援依頼・情報提供】(矯正施設から千葉県への支援依頼・情報提供)

#### ① 矯正施設から千葉県への支援依頼

- ・(2) ⑤で徴取した支援リーフレットによる本人からの支援依頼に基づき、矯正施設から千葉県健康福祉部健康福祉指導課あてに、支援を依頼
- ・支援依頼に当たっては、徴取した支援リーフレットの原本を依頼文書に添付

#### 解説

- ・県は、支援依頼書の内容を確認し、支援が適当と判断した場合は、別に定める「矯正施設入所者等に対する相談支援アドバイザー委嘱要領」に基づいて知事が委嘱した相談支援アドバイザーに対し、矯正施設における面談等への出席を要請します。
- ・なお、出席要請に当たっては、適宜、中核地域生活支援センター連絡協議会等と協議し、支援対象者の帰住希望地等を考慮した上で、適切な選任に努めるものとします。

#### ② 矯正施設から千葉県への個人情報の提供

- ・矯正施設の福祉専門官等は、(2) ⑤で徴取した同意書に基づき、支援対象者に係るフェイスシート及びライフヒストリー（後掲）を作成
- ・(3) ①の支援依頼に当たっては、作成したフェイスシート及びライフヒストリーを依頼文書に添付

#### 解説

- ・今後のアセスメントで本人意向を的確かつ効率的に把握するためには、アセスメントを行う専門職が本人について詳細な情報を認識していること、また、本人と被害者の意向・利益の適切な利害調整を福祉機関側が行うためには、(被害者との関係性等を含む) 詳細な情報が必要であることから、関東矯正管区と協議の上、事前に司法機関側から福祉機関側に提供される情報を記載する書式を、特別調整の書式を参考にして決めました。
- ・フェイスシートには、現在の本人の状況を記入します。本人に必要な支援、使える制度や資源を検討する資料になります。
- ・ライフヒストリーでは、これまでの生活歴を振り返って記入します。本人のこれまでの生活を振り返りながら、これからの生活構築を本人と支援者でイメージします。

# フェイスシート

作成日	
所属氏名	

かな 氏名			性別		生年月日 (年齢)				
			男・女・その他						
矯正施設入所日				満期・ 仮出所	刑名・刑期				
刑期終了 (見込)日					入所度数				
罪名					逮捕地				
犯行概要及び 動機・要因									
住民票所在地									
家族図 (ジェノグラムにより簡易に記載)			家族関係概要						
									本籍
身元引受人や 出所後に頼れる 人の存在									
趣味：特技									
医療や身体 の 状況	身長		体重		視力	右 ( ) 左 ( )	聴力	右 ( ) 左 ( )	
	現在症								
	既往症								
	飲酒	あり・なし	喫煙	あり・なし	賭博	あり・なし			
	その他								

刑務所内での生活状況	知能	IQ相当値＝（ ） CAPAS・WAIS-III ・その他（ ） 年 月 実施		
	衣類着脱	自力・要配慮・要介助	食事	自力・要配慮・要介助
	入浴	自力・要配慮・要介助	洗面	自力・要配慮・要介助
	排泄	自力・要配慮・要介助	移動	自力・要配慮・要介助
	対人関係	問題なし 問題あり（ ）		
	その他			
福祉サービスの利用等	障害基礎年金	あり (1級・2級・申請中) なし	療育手帳等	あり（ 等級）・なし
	身体障害者手帳	あり（ 等級）・ なし	要介護等認定	あり（要介護・要支援） なし
	精神障害者 福祉手帳	あり（ 等級）・ なし	生活保護	あり（受給地： ） なし
	その他			
経済状況	（ 富裕 ・ 普通 ・ 困窮 ）			
反社会集団との関わり	なし あり（ ）			
就労について (職歴・有する資格等)				
所持金				
出所後の生活について 本人の希望等				
課題と支援の方針				

※ 少年院においては、本シート中「刑名」「出所」「刑務所」等の用語について、「保護処分名」「出院」「少年院」等に適宜読み替えること。



#### (4) 【アセスメント】(本人意向の把握と適切な支援方針の検討のため行う面談)

##### ① アセスメントの実施者

矯正施設職員(福祉専門官等)同席のもと、県が実施

###### 解説

- ・アセスメントの「実施者」とは、本人面談に出席する人です。出席者の選定、アセスメントの日程調整等は、矯正施設と県が協議の上決定します。
  - ・アセスメントでは、福祉的な立場からの専門的な判断が必要となるため、本人からの聴取は福祉的視点を有する専門職(県から委嘱等を受けた相談支援機関等の職員及び千葉保護観察所の保護観察官)が行います。
- ※ 県から委嘱等を受ける相談支援機関の例：中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、障害者基幹相談支援センター 等

##### ② アセスメントの時期

本人同意後

###### 解説

初回アセスメントの時期は、その後の支援の構築に必要な期間を考慮し、本人同意後、速やかに行います。

##### ③ アセスメントの方法

- ア 本人面談
- イ 本人の出所・出院後の意向を確認
- ウ 関係機関による本人情報の共有
- エ 犯罪被害者の権利利益保護の視点からの検討

###### 解説

- ・アセスメントの際に聴取内容の漏れがないようにするため、面談の前に関係者間で個別のケースについての検討を行います。
- ・本人の出所・出院後の意向として、帰住希望地や居住形態、就労意欲、医療受診の必要性等を聴取します。
- ・犯罪被害者の権利利益保護の視点から、本人の帰住希望地に本人の犯罪による被害者が居住している場合には、他の帰住先を提案する等、代替案の提示も検討します。

## (5) 【コーディネート】(解決策の構築と出所・出院後の環境づくり)

### ① コーディネートの実施者

< 刑事司法機関側 >

ア 福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士、刑務官、法務教官

イ 保護観察官

< 福祉機関側 >

ア 県（コーディネート機関）

イ 各種福祉サービスの提供機関等

#### 解説

- ・ 出所・出院後に、自力で市町村の福祉部門や各種福祉サービスの提供機関、就労支援団体、居住支援法人等にアプローチすることが難しい対象者が多いことから、中核地域生活支援センター等による同行支援等により、本人と地域の支援機関や制度をつなげるコーディネートを行います。
- ・ 釈放後に保護観察に付された人の支援については、保護観察所や保護司等が行う支援と、福祉機関側が行う支援が連動して効果的に提供できるよう、本人情報の共有により解決策を共同で構築します。

### 「保護司」とは

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動しており、法務省の機関である保護観察所の職員である保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に対する指導・助言、刑務所や少年院に在所・在院している人の帰住先の生活環境の調整等を行っており、また、地域社会において犯罪予防活動を行っています。令和7年は、全国で約46,000人、千葉県では1,235人（令和7年11月現在）が活動しています。

### ② コーディネートの時期

ア アセスメント終了後から、出所・出院日まで

イ 出所・出院日から、本人が安定した地域生活を送ることができるまで

#### 解説

- ・ アは、本人が矯正施設に在所・在院中に、出所・出院直後から迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるための環境づくりを行う期間とします。
- ・ イは、出所・出院日から、地域の支援機関等による本人支援のネットワークが構築されるまでの期間とします。

### ③ コーディネートの方法

- ア 県（コーディネート機関）による調整
- イ 更生緊急保護制度の活用
- ウ 各種福祉サービスの実施者（市町村）・提供者等によるチーム支援

#### 解説

アセスメントで聴取した本人意向に基づき、課題解決に向けた支援策の構築及び出所・出院後の環境づくりを行います。

#### 解説

##### 【在所・在院中】

出所・出院後に、迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるため、本人が矯正施設在所・在院中に以下の支援を行います。

##### <刑事司法機関側>

本人支援の必要性に応じて、職権消除された住民登録の代行、障害者手帳及び年金等の申請・取得、通院や服薬の状況・履歴の確認、保護移送等

##### <福祉機関側>

帰住先の確保、帰住先自治体との情報共有、通院・入院先の確保、福祉サービスの提供機関の確保等

##### 【出所・出院後】

##### <刑事司法機関側>

釈放時に保護カード、在所証明書及び必要に応じて医療情報提供書、本人が使用している医薬品等を交付します。

本人支援の必要性に応じて、更生緊急保護の利用を積極的に働きかけます。

##### <福祉機関側>

本人の様々な意向の実現に資する支援を行う福祉サービス提供者や制度等と本人をつなげていきます。本人の社会生活を継続して支えるために、地域におけるネットワークを構築します。

### 「更生緊急保護制度」とは

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人が、親族からの援助や公共の福祉に関する機関等の保護を十分に受けられないときに、保護観察所長への申出により支援を受けられる制度です。身柄拘束の影響によって、社会生活の基盤が不安定になることから、その社会復帰の道筋が整うまでの間、国が社会復帰を支援する制度です。

支援を受けることができる期間は、身柄の拘束を解かれてから原則6か月以内ですが、例外として更に6か月又は1年6か月を超えない範囲で延長が可能です。

支援の内容は、必要に応じて、交通費、医療費、生活に必要な金品等を援助したり、就労支援や健全な社会生活をするために必要な指導助言を行ったりします。更生保護施設や自立準備ホームに委託して、宿泊場所や食事の提供も行っています。

### 「更生保護施設」とは

犯罪をした人及び非行のある少年の中には、頼ることのできる親族等がいなかったり、居住環境が改善更生の場として適当でなかったり、本人が社会生活上相当の問題を抱えている等の理由から、直ちに立ち直ることが困難な人が多数います。更生保護施設は、このような人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

また、宿泊や食事の提供だけでなく、生活指導、職業補導等を行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止に貢献しています。刑務所を出所した人の5分の1、仮釈放に限れば約3分の1が更生保護施設に帰住しています。更生保護施設は、刑務所や少年院等の矯正施設と一般社会との橋渡しの役割を担う存在として、刑事政策上欠かすことのできない施設となっています。

更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて設置され、令和7年1月1日現在で全国に102か所あります。

## 地域との支援体制の構築【千葉刑務所】

千葉刑務所は、主として、再犯リスクの低い執行刑期 10 年以上の長期刑受刑者を収容する矯正施設でありながら、未決拘禁者を収容する未決区を併設しており、受刑者及び未決拘禁者を併せて、約 1 0 0 0 名を収容しています。特に、長期刑受刑者の半数以上は無期懲役刑受刑者であり、長期刑受刑者の 7 割以上は人の生命を奪った者です。これらの受刑者については、社会復帰に当たって大きな困難があります。そもそも、長期刑を受刑するということは、相応の罪を犯しているということです。親族ですら引き受けてくれないケースもあり、仮に引受けの意思を持っていたとしても、長期間の受刑中に状況が変化することがままあります。

一方で、これまでの取組みの中で、長期刑受刑者の支援とは異なった点にも注目していただきたいと思います。当所は、未決拘禁者を多く収容している施設ならではの実情として、短期刑受刑者（ここでは、実際の受刑期間が 6 か月未満の者を言います。）及び労役場留置者（罰金刑が確定した際、罰金を納付する代わりに、刑事施設において、受刑者に準じた軽作業を実施することとなった者を言います。）を一定数収容しているという特徴があります。収容期間が短いということは、それだけ、支援に掛けられる時間も少ないということです。特に労役場留置者については、罰金を納められずに収容される者も多く、調整に難しさがあります。

当所においては、例年、約 1 0 0 名の労役場留置者が入所します。平均在所期間は約 5 0 日であり、9 割以上が千葉県内在住かつ県内帰住者ですが、全体の約半数が生活保護受給者です。生活保護受給者にあっては、持ち家が残っている、入所期間中に生活保護が廃止されていないなどの状態であれば、特段の支援は不要となることが多いですが、そうでない場合には、居住支援や住み込みの就労支援を実施することがあります。当然、高齢者や障害を有する者が入所することもあり、全体の約 3 割を福祉的支援対象者として選定しています。

労役場留置者に限ったことではありませんが、在所期間の短い者の支援については、まずもってスピード感が重要になります。当所において、早急かつ的確にアセスメントを実施することはもちろん、適切な支援機関に御相談させていただき、短い期間の中で調整していただくこととなります。こうした短期間で支援を実現させるためには、罪を犯してしまった人たちを支えてくれる皆様との、平素からの関係づくりが重要であると考えています。

これまで、当所のみならず、全国各地に所在する矯正施設に対して、御理解・御協力をいただき、温かい御支援を賜ってきましたが、当所としても、再犯防止推進に寄与できるよう、受刑者等の社会復帰に向け、一層、尽力して参りますので、よろしく願いいたします。



## 【市原刑務所】

市原刑務所は、全国の刑事施設で刑が確定した交通事犯受刑者のうち、開放的処遇に適すると判断され、執行すべき刑期が4年未満の者を収容しています。

当所は、一部を除いて窓の格子がなく、扉も施錠されておらず、周囲は金網のフェンスをめぐらしただけの開放的な構造となっています。受刑者にとっては、主体的に規則を守り、自主的生活をすることが求められるため、厳しい自覚と自制が必要となります。

当所では開放的な環境下、自主・自律のもと規則正しい生活を通じ、二度と犯罪を繰り返すことのないよう、健全な社会人として社会復帰させることを目標に、作業や改善指導、職業訓練等の矯正処遇を行っています。

### 《改善指導》

交通規範を遵守することの重要性を認識させたり、事故の責任や事故に至った自らの問題性を理解させる「交通安全指導」、交通事故により被害者がいる場合は、被害者や遺族等の心情、置かれている状況を認識させ、誠意をもって対応するための方法を考えさせる「被害者の視点を取り入れた教育」、その他、飲酒運転等アルコールの問題を有する者には、依存回復プログラムの他、自助グループやAA（アルコホーリクス・アノニマス）の方を招へいし「断酒について考える会」を行っています。

### 《作業》

金属製品や紙製品加工品等の作業の他、当所の特徴的な作業として、しいたけの菌床栽培を行っています。主に乾燥しいたけを生産し、毎年開催する矯正展（令和7年度は11月開催）や、随時、県内各所で行う即売会で販売しています。



### 【つぐないの碑】



ある受刑者が、自分の起こした事故に対するしよく罪感から「被害者へ日々反省の気持ちを伝えるため、朝夕手を合わせる何かよりどころが欲しい」との思いを抱いていることを知った地元関係団体により、交通事故で死亡した被害者の霊を慰め、併せて受刑者の反省と自戒を促すため、昭和53年に「つぐないの碑」が建立されました。

当所から社会復帰する者は、千葉県内のみならず、全国各地に戻ります。

再犯防止推進計画を念頭に、関係機関と連携した住居や就労の確保はもとより、交通刑務所としての使命を果たすべく、民間協力者等と連携し、受刑者の改善・更生に努めてまいります。